## 指定訪問介護事業所つむぐ縁

# 重要事項説明書(訪問型サービスA用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている訪問型サービスAについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「山形市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に係る指定事業者の指定等並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」の規定に基づき、訪問型サービスA提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### 1 訪問型サービスAを提供する事業者について

事業者名称	ケアマップ株式会社
代表者氏名	髙橋 健佑
本社所在地	山形県山形市上町一丁目8番17-204号 紅霞荘 電話 023-607-2690 ファックス 023-606-5416
法人設立年月日	令和6年1月16日

#### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定訪問介護事業所つむぐ縁		
介護保険指定事業所番号	06A0100208		
事業所所在地	山形県山形市上町一丁目8番17-204号 紅霞荘		
連 絡 先 相談担当者名	電話 023-607-2690 ファックス 023-606-5416 管理者 髙橋 健佑		
事業所の通常の 事業の実施地域	山形市		

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下、「利用者」という。)に対しその利用者が可能な限りその居宅において、心身状況の維持もしくは改善を図り、または要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問型サービスAを提供することを目的とします。
運営の方針	<ul> <li>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li> <li>事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。</li> <li>訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報提供をおこないます。</li> </ul>

・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵	1
守し事業を実施します。	

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	営 業 日		日曜日~土曜日(12月30日~1月3日の年末年始を除く)
営	業時	間	8時30分~17時30分

## (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日 12月30日から1月3日の正月休み以外	
サービス提供時間	8時30分から17時30分 電話等により24時間連絡が可能な体制をとっています。

## (5) 事業所の職員体制

|--|--|--|

職	職務内容	人員数
管理者	1 職員及び業務の管理を、一元的に行います。 2 職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 ( 兼 務 )
訪問事業責任者	1 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスA計画を作成します。 9 訪問型サービスA計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 10 訪問型サービスA計画の内容について、利用者の同意を得たときは、訪問型サービスA計画を利用者に交付します。 11 訪問型サービスA計画を利用者に交付します。 11 訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行います。 13 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常 勤 2 名)

訪問型サービスA計画に基づき、日常生活を営むのに必要な生活 援助のサービスを提供します。

従事者

2 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術 の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 名 以 上

3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任 者に報告を行います。

4 訪問事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。

3 名 以 上 (内2名兼務)

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問型サービスA計画の 作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)等に基づき、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した訪問型サービスA計画を作成します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

#### (2) 従事者の禁止行為

従事者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について(介護保険を適用する場合) 【基本料金】

利用回数	サービス費用	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)	利用者負担金 (自己負担2割 の場合)	利用者負担金 (自己負担3割 の場合)
週1回程度の利用	9, 410 円	941 円	1, 882 円	2, 823 円
週2回程度の利用	18, 790 円	1,879円	3, 758 円	5, 637 円
週2回 <mark>程度</mark> を超える利用 (要支援2相当に限る)	29, 820 円	2, 982 円	5, 964 円	8, 946 円

☆ 上記サービス費用は、訪問型サービスA計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、山形市が定める第一号事業支給費の額に基づき計算されます。

#### 【加算】

加算	加算概要及び加算率
介護職員等処遇改 善加算(I)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の基本料金)に24.5%を乗じた額を加算

#### ◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、第 1 号事業支給費として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
  - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると 判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される 行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

### 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者 等又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービ ス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティア などの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。

## 4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は通常の実施地域を超えた地点からの 交通費が以下のとおり別途必要となります。 片道5km以下 500円 片道5kmを超える 700円				
	サービスの利用をキャンセルされる いた時間に応じて、下記によりキャ				
	前日までのご連絡の場合		キャンセル料は不要です		
② キャンセル料	利用日当日のご連絡の場合		契約時間単価+特定事業所加算分 例:45分の生活援助の場合 2,200円+220円=2,420円		
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。					
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 利用者の別途負担となります。			別途負担となります。		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びそ の他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごと ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する の合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15 場合)、その他の費用の 日頃までに利用者あてにお届け(郵送、または手渡し)し 請求方法等 ます。 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み ② 利用料、利用者負担額 指定口座 ケアマップ株式会社 代表取締役 髙橋健佑 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の きらやか銀行 西支店 普通 2038071 (イ)利用者指定口座からの自動振替 支払い方法等 (ウ)現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定等を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」 等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの 内容等を記載した「訪問型サービスA計画」を作成します。なお、作成した「訪問型サー ビスA計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしま すので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問型サービスA計画」に基づいて行います。なお、「訪問型サービスA 計画」は、サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。
- (5) 従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者·髙橋 健佑

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 8 秘密の保持と個人情報の保護について

る 松名の休行と個人情報の休護に	Ju C
① 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は得りなび後業者でなくなった後においても、その秘密を保持する、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報に担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもっては、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

#### 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

#### 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等(地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社	
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険	
補償の概要	身体障害·財物損壊 受託物損害	1事故につき 5,000万円まで 1事故につき 100万円まで 等

#### 11 身分証携行義務

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 12 心身の状況の把握

訪問型サービスAの提供にあたっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 13 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 訪問型サービスAの提供にあたり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問型サービスA計画」 の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

#### 14 サービス提供の記録

- (1) 訪問型サービスAの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

- 15 衛生管理等
- (1) 従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 16 訪問型サービスAのサービス内容の見積もりについて
  - このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお 伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
  - (1) 訪問事業責任者(訪問型サービスA計画を作成する者) <u>氏 名 (連絡先:</u> )
  - (2) 提供予定の訪問型サービスAの内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者 負担額 (月額)
月	11:00~12:00	掃除・洗濯			
火					
水					
木			0	OOO円	OO円
金					
土					
日					

(3) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無の別を記載)サービス提供1回あたり…(金額)
② サービス提供にあたり必要となる利用者	
の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	

(4) 1月あたりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

の記載)
<b>D</b>

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。
- 17 サービス提供に関する相談、苦情について
  - (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

## (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当:管理者・髙橋 健佑	(所 在 地) 山形市上町一丁目 8 番 17-204 号 紅霞荘 (電話番号) 023-607-2690 (ファックス番号) 023-606-5416 (受付時間) 月~金 8:30~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 山形市福祉推進部指導監査課	(所 在 地) 山形市旅籠町2丁目3番25号 (電話番号) 023-641-1212 (受付時間) 月~金 8:30~17:15 (年末年始、祝日を除く)
【公的団体の窓口】 山形県国民健康保険団体連合会	(所 在 地) 寒河江市寒河江久保6番地 (電話番号) 0237-87-8006 (受付時間) 月~金 9:00~16:00 (年末年始、祝日を除く)

## 18 重要事項説明の年月日

上記内容について、「山形市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に係る指定事業者の 指定等並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」の規定に基づき、利用者に説 明を行うとともに本書面を交付しました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
---------------	---	---	---	--

	所 在 :	地	山形県山形市上町一丁目8番17-204号紅霞荘
事	法 人:	名	ケアマップ株式会社
業	代表者:	名	代表取締役 髙橋健佑
者	事業所	名	指定訪問介護事業所つむぐ縁
	説 明 者 氏	名	

## 事業者から上記内容の説明を確かに受け、同意し本書面を受領しました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	